

二十一 第 68 条の 70～第 68 条の 85 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 70～第 68 条の 85 ((共通事項) 関係)	第 68 条の 70～第 68 条の 85 の 3 ((共通事項) 関係)
(特別勘定の経理等)	(特別勘定の経理等)
68 の 70～68 の 85 (共) -1	68 の 70～68 の 85 の 3 (共) -1
(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付)	(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付)
68 の 70～68 の 85 (共) -2	68 の 70～68 の 85 の 3 (共) -2

二十二 第 68 条の 76 の 2 ((特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
(先行取得土地等に係る届出書を提出した土地等を譲渡した場合の 1,000 万円の損金算入の特例の適用)	(先行取得土地等に係る届出書を提出した土地等を譲渡した場合の 1,000 万円の損金算入の特例の適用)
68 の 76 の 2 (1) -7 連結法人が、措置法第 68 条の 85 第 1 項.....	68 の 76 の 2 (1) -7 連結法人が、措置法第 68 条の 85 の 4 第 1 項.....
(同一の年に属する期間中に 2 以上の土地等を譲渡した場合の適用)	(同一の年に属する期間中に 2 以上の土地等を譲渡した場合の適用)
68 の 76 の 2 (2) -2措置法第 68 条の 85 第 14 項第 3 号.....	68 の 76 の 2 (2) -2措置法第 68 条の 85 の 3 第 14 項第 3 号.....
.....
(注) 措置法第 68 条の 85 第 1 項.....	(注) 措置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項.....

二十三 第 68 条の 78～第 68 条の 80(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78 (3) -12 ……………</p> <p>……………第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3、第 68 条の 15 の 4……………</p> <p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 措置法第 68 条の 27 第 2 項及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>……………これらの規定……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78 (3) -13 ……………</p> <p>……………第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3、第 68 条の 15 の 4……………</p> <p>……………</p>	<p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78 (3) -12 ……………</p> <p>……………第 68 条の 15……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 措置法第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで……………これらの条……………</p> <p>……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78 (3) -13 ……………</p> <p>……………第 68 条の 15……………</p>

二十四 第 68 条の 84 及び第 68 条の 85(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>第 68 条の 84 及び第 68 条の 85 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係</p>
(廃 止)	<p>(遊休資産の交換)</p> <p>68 の 84-1 措置法第 68 条の 84 第 1 項又は第 4 項の規定は、現に事業の用に供</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>していない固定資産について同条第1項各号に掲げる交換又は譲渡（同項に規定する認定計画に従ってするものに限る。以下「交換等」という。）をした場合にも適用があることに留意する。</u></p> <p>④ <u>措置法第68条の84及び第68条の85の規定は、法第2条第20号に規定する棚卸資産については適用がないのであるが、不動産売買業を営む連結法人の有する土地で、当該連結法人が使用し、若しくは他に貸し付けているもの（販売の目的で所有しているもので、一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。）又は当該連結法人が具体的な使用計画に基づいて使用することを予定し相当の期間所有していることが明らかなものは、棚卸資産に該当しない。</u></p>
(廃止)	<p><u>(交換等対象となる隣接土地の範囲)</u></p> <p>68の84-2 <u>措置法第68条の84第1項に規定する隣接土地には、立木その他独立して取引の対象となる土地の定着物に含まれないのであるが、その土地が宅地である場合には、庭木、石垣、庭園（庭園に附属する亭、庭内神し（祠）その他これらに類する附属設備を含む。）その他これらに類するもののうち宅地と一体として交換等がされるもの（建物及びこれに附属する設備並びに構築物に該当するものを除く。）は含まれる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(土地の上に存する権利)</u></p> <p>68の84-3 <u>措置法第68条の84第1項に規定する「隣接土地の上に存する権利」とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、採石権等のように土地に附帯するものであっても土地そのものを利用することを目的としない権利は含まれないことに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(交換に伴い認定事業用地の区域内の土地建物等を取得した場合)</u></p> <p><u>68の84-4 一の所有隣接土地等（措置法第68条の84第1項に規定する所有隣接土地等をいう。以下同じ。）について同項第1号に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）との交換により、同項に規定する認定事業用地（以下「認定事業用地」という。）の区域以外の地域内にある同号に規定する土地建物等（以下「土地建物等」という。）とともに当該認定事業用地の区域内にある土地建物等（以下「事業用地内土地建物等」という。）を取得したときは、当該事業用地内土地建物等の価額に相当する金額は、交換差金に該当するものとして同項又は同条第4項の規定を適用する。</u></p> <p><u>この場合において、当該交換について同条第1項又は第4項の規定の適用を受けるときには、当該事業用地内土地建物等を取得資産として法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第50条第1項若しくは第5項又は措置法第68条の80若しくは第68条の81の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(所有隣接土地等とそれ以外の資産を交換等により譲渡した場合)</u></p> <p><u>68の84-5 認定事業用地の区域内と区域外にまたがる一の土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）について、交換等をした場合には当該交換等により譲渡した土地等のうち当該認定事業用地の区域内の土地等に係る部分についてのみ措置法第68条の84第1項又は第4項の規定の適用がある。</u></p> <p><u>この場合において、当該区域内の土地等についてこれらの規定の適用を受けるとき当該区域外の土地等の交換等については、法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第50条第1項若しくは第5項又は措置法第68条の73第1項、第68条の78第1項（同法第68条の79第8項において準用する場合を含む。）若しくは第68条の78第9項（同法第68条の</u></p>
(廃止)	

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>79 第 9 項において準用する場合を含む。) 、第 68 条の 80 若しくは第 68 条の 81 の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</p> <p><u>(民間都市開発推進機構からの譲受けの契約方式)</u></p> <p><u>68 の 84-6 措置法第 68 条の 84 第 1 項第 2 号に規定する所有隣接土地等の譲渡及び民間都市開発推進機構からの土地建物等の譲受けの方法は、所有隣接土地等を有する連結法人、認定事業者及び民間都市開発推進機構の三者間において締結された、次に掲げる事項を定めた契約に従って行う方法をいうのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>所有隣接土地等を有する連結法人が認定事業者に対して所有隣接土地等を譲渡することと併せて、民間都市開発推進機構が所有隣接土地等を有する連結法人に対し、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第 17 条第 3 項に規定する事業見込地の一部 (以下「譲受け事業見込地」という。) を譲渡すること。</u></p> <p>(2) <u>次のイ又はロに掲げるいずれかの事項</u></p> <p>イ <u>所有隣接土地等を有する連結法人が認定事業者に対して行う当該所有隣接土地等の譲渡の対価に相当する金額を、認定事業者が、民間都市開発推進機構に対して支払うこと並びに所有隣接土地等を有する連結法人と民間都市開発推進機構の間で、当該所有隣接土地等及び譲受け事業見込地の対価の差金を授受すること。</u></p> <p>ロ <u>民間都市開発推進機構が所有隣接土地等を有する連結法人に対して行う譲受け事業見込地の譲渡の対価に相当する金額を、認定事業者が、民間都市開発推進機構に対して支払うこと並びに所有隣接土地等を有する連結法人と認定事業者が当該所有隣接土地等及び譲受け事業見込地の対価の差金を授受すること。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(土地建物等が交換取得資産等に該当するかどうかの判定)</u></p> <p><u>68の84-7 連結法人の取得した土地建物等が措置法第68条の84第1項に規定する交換取得資産等(以下「交換取得資産等」という。)に該当するかどうかを判定する場合において、その取得した土地建物等が同項各号に規定する認定計画に係る認定事業用地の区域以外の地域内にあるかどうかは、その土地建物等を取得した時の現況による。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(2以上の交換取得資産等を取得した場合における圧縮限度額の計算)</u></p> <p><u>68の84-8 2以上の交換取得資産等を取得した場合における個々の交換取得資産等に係る措置法第68条の84第1項に規定する圧縮限度額は、同項に規定する交換譲渡資産等(以下「交換譲渡資産等」という。)の譲渡直前の帳簿価額に当該交換取得資産等の取得価額の合計額のうち占める個々の交換取得資産等の取得価額の割合を乗じて計算した金額による。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(前連結事業年度分以前の特別勘定の額と当該連結事業年度分の譲渡対価の額とをもって圧縮記帳をする場合の計算)</u></p> <p><u>68の84-9 連結法人が、その取得した交換取得資産等について措置法第68条の84第1項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、当該交換取得資産等の取得に充てられる金額としてその取得の日を含む連結事業年度における譲渡対価の額と当該連結事業年度前の連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)における譲渡対価の額(特別勘定の経理の対象となった額)とがあるときは、そのいずれの額から充てたものとするかは連結法人の計算による。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(交換譲渡資産等の交換又は譲渡に要した経費)</u></p> <p><u>68の84-10 交換譲渡資産等に係る措置法第68条の84第2項第3号に規定する「交換又は譲渡に要した経費」には、交換等に当たり支出した当該交換譲渡資産等に係る仲介手数料その他その交換等に要した経費の額のほか、土地の交換等に関する契約の一環として、又は当該交換等のために当該土地の上に存する建物等につき取壊し、除去、移転等（以下「取壊し等」という。）をした場合におけるその取壊し等により生じた損失の額（当該取壊し等に伴って生ずる発生資材の処分価額を除く。）及びその取壊し等に伴い借家人に対して支払った立退料の額が含まれる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(2以上の資産の交換等をした場合の経費の額の計算)</u></p> <p><u>68の84-11 措置法第68条の84第2項第3号の規定により交換譲渡資産等の帳簿価額に加算すべき交換等に要した経費の額を計算する場合において、同時に交換等をされた所有隣接土地等が2以上あるときは、当該交換等に要した経費の額は、原則として個々の所有隣接土地等につきその交換等に要した経費の額を区分して計算するのであるが、個々の所有隣接土地等ごとの区分計算が困難であるときは、個々の所有隣接土地等の価額の比等の合理的な基準によりあな分して計算した金額によることができる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(譲渡経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳等の計算の調整)</u></p> <p><u>68の84-12 連結法人が、交換譲渡資産等の交換等に要する経費を支出することとなる場合における措置法第68条の84及び第68条の85の規定による圧縮記帳又は特別勘定の計算については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の取扱いに準ずるものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該交換等があった日を含む連結事業年度において、翌連結事業年度（そ</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）以後に当該交換等に要する経費の全部又は一部を支出することが予定されている場合</u></p> <p><u>68の70(3)－9及び68の70(3)－12の取扱い</u></p> <p><u>(併) これらの取扱いに準じて交換譲渡資産等の交換等に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該交換等があった日を含む連結事業年度において未払金に計上することができる。</u></p> <p><u>(2) 当該交換譲渡資産等の交換等に伴い当該特別勘定を設けた連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、措置法第65条の14の規定により特別勘定を設けた当該事業年度）後の連結事業年度において当該交換等に要する経費を支出した場合 68の70(3)－13の取扱い</u></p> <p><u>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</u></p> <p><u>68の84－13 措置法第68条の84第1項又は第4項の規定を適用する場合において、圧縮限度額が連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下68の84－13において同じ。）の申告に係る金額と異なることとなったときにおいても、交換取得資産等に係る損金算入額は、連結法人が提出した連結確定申告書等又は同条第6項に規定する書類に記載のある交換取得資産等につき損金の額に算入した金額を限度とすることに留意する。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</u></p> <p><u>68の84－14 措置法第68条の84第1項(同法第68条の85第9項において準用する場合を含む。)又は措置法第68条の84第4項(同法第68条の85第10項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた交換取得資産等については、その取得価額の一部が交換差金又は交換譲渡資産等の譲渡対価以外の資金から成るときであっても、措置法第68条の84第3項又は第5項において</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>準用する措置法第 68 条の 78 第 7 項に掲げる特別償却等をする</u>ことはできないことに留意する。</p> <p><u>(特別勘定の設定に関する承認申請書の提出)</u></p> <p><u>68 の 84-15</u> 連結親法人が法第 81 条の 24 第 1 項に規定する連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている場合であっても、措置法規則第 22 条の 72 第 4 項に規定する申請書の提出は、交換譲渡資産等を譲渡した日を含む連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に行わなければならないことに留意する。</p>
(廃止)	<p><u>(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 84-16</u> 措置法第 68 条の 85 第 12 項及び第 13 項に規定する特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかについては、68 の 70(3)-22 の取扱いを準用する。</p>

二十五 第 68 条の 84 ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 84</u> ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)) 関係</p> <p>(遊休資産の交換)</p> <p><u>68 の 84-1</u> 措置法第 68 条の 84 第 1 項又は第 4 項……………</p> <p>(㊦) 措置法第 68 条の 84……………</p>	<p><u>第 68 条の 85 の 2</u> ((特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)) 関係</p> <p>(遊休資産の交換)</p> <p><u>68 の 85 の 2-1</u> 措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項又は第 4 項……………</p> <p>(㊦) 措置法第 68 条の 85 の 2……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(交換の対象となる隣接する土地の範囲)</p> <p><u>68の84-2</u> 措置法第68条の84第1項……………</p>	<p>(交換の対象となる隣接する土地の範囲)</p> <p><u>68の85の2-2</u> 措置法第68条の85の2第1項……………</p>
<p>(特定普通財産の上に存する権利)</p> <p><u>68の84-3</u> 措置法第68条の84第1項……………</p>	<p>(特定普通財産の上に存する権利)</p> <p><u>68の85の2-3</u> 措置法第68条の85の2第1項……………</p>
<p>(交換に伴い特定普通財産とともに金銭以外の資産を取得した場合)</p> <p><u>68の84-4</u> 措置法第68条の84第1項……………</p>	<p>(交換に伴い特定普通財産とともに金銭以外の資産を取得した場合)</p> <p><u>68の85の2-4</u> 措置法第68条の85の2第1項……………</p>
<p>(一の所有隣接土地等を交換により譲渡した場合)</p> <p><u>68の84-5</u> 措置法第68条の84第1項……………</p>	<p>(一の所有隣接土地等を交換により譲渡した場合)</p> <p><u>68の85の2-5</u> 措置法第68条の85の2第1項……………</p>
<p>(2以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算)</p> <p><u>68の84-6</u> ……………措置法第68条の84第1項……………</p>	<p>(2以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算)</p> <p><u>68の85の2-6</u> ……………措置法第68条の85の2第1項……………</p>
<p>(交換譲渡資産の交換に要した経費)</p> <p><u>68の84-7</u> ……………措置法第68条の84第2項第3号……………</p>	<p>(交換譲渡資産の交換に要した経費)</p> <p><u>68の85の2-7</u> ……………措置法第68条の85の2第2項第3号……………</p> <p>……………</p>
<p>(2以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算)</p> <p><u>68の84-8</u> 措置法第68条の84第2項第3号……………</p>	<p>(2以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算)</p> <p><u>68の85の2-8</u> 措置法第68条の85の2第2項第3号……………</p>
<p>(交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)</p> <p><u>68の84-9</u> ……………</p>	<p>(交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整)</p> <p><u>68の85の2-9</u> ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………措置法第 68 条の 84……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</p> <p><u>68 の 84-10</u> 措置法第 68 条の 84 第 1 項又は第 4 項……………以下同じ。)</p> <p>……………</p>	<p>……………措置法第 68 条の 85 の 2……………</p> <p>④ ……………</p> <p>(譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額)</p> <p><u>68 の 85 の 2-10</u> 措置法第 68 条の 85 の 2 第 1 項又は第 4 項……………以下 68 の 85 の 2-10 において同じ。) ……………</p>

二十六 第 68 条の 85 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 85</u> (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>(土地等の取得の時期)</p> <p><u>68 の 85 (1)-1</u> 措置法第 68 条の 85……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(土地等の引渡しの日に関し特約がある場合)</p> <p><u>68 の 85 (1)-2</u> <u>68 の 85(1)-1</u>……………</p> <p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p><u>68 の 85 (1)-3</u> 措置法第 68 条の 85……………</p> <p>(1) ……………</p>	<p><u>第 68 条の 85 の 3</u> (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>(土地等の取得の時期)</p> <p><u>68 の 85 の 3 (1)-1</u> 措置法第 68 条の 85 の 3……………</p> <p>④ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(土地等の引渡しの日に関し特約がある場合)</p> <p><u>68 の 85 の 3 (1)-2</u> <u>68 の 85 の 3 (1)-1</u>……………</p> <p>(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)</p> <p><u>68 の 85 の 3 (1)-3</u> 措置法第 68 条の 85 の 3……………</p> <p>(1) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
(2)	(2)
(公有水面の埋立てをした場合の土地の取得の時期)	(公有水面の埋立てをした場合の土地の取得の時期)
<u>68 の 85 (1) -4</u>	<u>68 の 85 の 3 (1) -4</u>
(土地の上に存する権利)	(土地の上に存する権利)
<u>68 の 85 (1) -5</u> 措置法第 68 条の 85 第 1 項.....	<u>68 の 85 の 3 (1) -5</u> 措置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項.....
(固定資産として使用していた土地の分譲)	(固定資産として使用していた土地の分譲)
<u>68 の 85 (1) -6</u>	<u>68 の 85 の 3 (1) -6</u>
(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)	(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)
<u>68 の 85 (1) -7</u> 措置法第 68 条の 85 第 14 項第 1 号.....	<u>68 の 85 の 3 (1) -7</u> 措置法第 68 条の 85 の 3 第 14 項第 1 号.....
(1)	(1)
(2)	(2)
(収用等をされた土地等についての適用除外)	(収用等をされた土地等についての適用除外)
<u>68 の 85 (1) -8</u>	<u>68 の 85 の 3 (1) -8</u>
.....措置法第 68 条の 85.....措置法第 68 条の 85 の 3.....
(法第 50 条との選択適用)	(法第 50 条との選択適用)
<u>68 の 85 (1) -9</u>	<u>68 の 85 の 3 (1) -9</u>
.....措置法第 68 条の 85 第 14 項第 2 号ニ.....措置法第 68 条の 85 の 3 第 14 項第 2 号ニ.....
(借地権の返還により支払を受けた借地権の対価に対する特例の適用)	(借地権の返還により支払を受けた借地権の対価に対する特例の適用)

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の85(2)-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85第1項</u>……………</p> <p>(他の土地等に譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p><u>68の85(2)-2</u> <u>措置法第68条の85第1項</u>……………</p> <p>(圧縮限度額の計算の基礎となる割合)</p> <p><u>68の85(2)-3</u> <u>措置法第68条の85第1項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(土地等の譲渡について圧縮記帳の適用を受ける場合の延払基準の不適用)</p> <p><u>68の85(2)-4</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85第1項</u>……………</p>	<p><u>68の85の3(2)-1</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の3第1項</u>……………</p> <p>(他の土地等に譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額)</p> <p><u>68の85の3(2)-2</u> <u>措置法第68条の85の3第1項</u>……………</p> <p>(圧縮限度額の計算の基礎となる割合)</p> <p><u>68の85の3(2)-3</u> <u>措置法第68条の85の3第1項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(土地等の譲渡について圧縮記帳の適用を受ける場合の延払基準の不適用)</p> <p><u>68の85の3(2)-4</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の85の3第1項</u>……………</p>

二十七 第68条の88(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(比較対象取引の意義)</p> <p><u>68の88(3)-1</u> ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p>	<p>(比較対象取引の意義)</p> <p><u>68の88(3)-1</u> ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………場合における、68の88(3)－1の(2)、(3)又は(6)から(9)まで ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>(8) <u>措置法令第39条の112第7項第4号に掲げる方法</u> <u>国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と国外関連取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>(9) <u>措置法令第39条の112第7項第5号に掲げる方法</u> <u>国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と国外関連取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）</u></p> <p>（同種又は類似の棚卸資産の意義）</p> <p>68の88(3)－2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の112第5項、第6項並びに第7項第1号イ、同号ハ(1)及び第2号から第5号まで</u>……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の112第7項第1号イ、同号ハ(1)及び第2号から第5号まで</u>……………</p>	<p>……………場合において、68の88(3)－1の(2)、(3)、(6)又は(7)……………</p> <p>……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(7) ……………</p> <p>（同種又は類似の棚卸資産の意義）</p> <p>68の88(3)－2 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の112第5項、第6項並びに第7項第1号イ、同号ハ(1)、第2号及び第3号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>措置法令第39条の112第7項第1号イ、同号ハ(1)、第2号及び第3号</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(準ずる方法の例示)</p> <p>68 の 88(6) -1 措置法令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号から第 5 号まで……………</p> <p>……同項第 6 号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………措置法令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号又は第 4 号……………</p> <p>…</p> <p>(注) ……………</p>	<p>(準ずる方法の例示)</p> <p>68 の 88(6) -1 措置法令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号及び第 3 号……………</p> <p>同項第 4 号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………措置法令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号……………</p> <p>…</p> <p>(注) ……………</p>

二十八 第 68 条の 90～第 68 条の 93 ((連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(適用対象金額等の計算)</p> <p>68 の 90-9 ……………</p> <p>……………800 万円……………</p> <p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>68 の 90-10 の 2 ……………</p> <p>……………措置法第 57 条の 9 第 1 項……………</p> <p>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(外国法人税の範囲)</p>	<p>(適用対象金額等の計算)</p> <p>68 の 90-9 ……………</p> <p>……………600 万円……………</p> <p>(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)</p> <p>68 の 90-10 の 2 ……………</p> <p>……………措置法第 57 条の 10 第 1 項……………</p> <p>……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(外国法人税の範囲)</p>

改 正 後	改 正 前
68 の 90-20 措置法第 68 条の 91 第 1 項並びに措置法令第 39 条の 114 第 2 項第 1 号及び第 39 条の 118 第 9 項……………	68 の 90-20 措置法第 68 条の 91 第 1 項及び措置法令第 39 条の 114 第 2 項第 1 号……………

二十九 第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 94 (技術研究組合の <u>連結所得の計算の特例</u>) 関係	第 68 条の 94 (技術研究組合の <u>所得計算の特例</u>) 関係

三十 第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の <u>連結所得の計算の特例</u>) 関係	第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の <u>所得計算の特例</u>) 関係
(社会保険診療報酬の範囲)	(社会保険診療報酬の範囲)
68 の 99-1 ……………	68 の 99-1 ……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………	(2) ……………
(3) ……………	(3) ……………
(4) ……………	(4) ……………
(5) ……………	(5) ……………
(6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> ……………	(6) <u>障害者自立支援法</u> ……………
……	
(7) ……………	(7) ……………

改 正 後	改 正 前
<p><u>(総収入金額の範囲)</u></p> <p><u>68の99-2の2 措置法第68条の99第1項に規定する総収入金額とは、連結親法人である医療法人の営む医業活動から生ずる収益の額をいうのであるから、例えば、次の金額は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入金額</u></p> <p>(2) <u>固定資産又は有価証券の譲渡に係る収益の額</u></p> <p>(3) <u>受取配当金、受取利子、固定資産の賃貸料等営業外収益の額</u></p> <p>(4) <u>貸与寝具、貸与テレビ、洗濯代等の収入金額</u></p> <p>(5) <u>医薬品の仕入れ割戻しの金額</u></p> <p>(6) <u>電話使用料、自動販売機等の手数料に係る収入金額</u></p> <p>(7) <u>マスク、歯ブラシ等の物品販売収入の額</u></p>	(新 設)

三十一 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第114号)及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成25年財務省令第21号)をいう。以下同じ。)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達(連結納税編)の取扱いの例による。</u></p>	(新 設)